

浜松市建設工事検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市建設工事執行規則（平成13年浜松市規則46号。以下「工事執行規則」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）に基づき、工事および工事材料製造の厳正かつ的確な検査を執行するため、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(検査員)

第2条 この要綱において「検査職員」とは、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第35条に定める検査職員をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 完成検査及び指定部分完成検査

工事執行規則第42条第2項及び第49条第1項に基づき、建設工事の完成及び部分引渡しを確認するために行う検査

(2) 出来高検査

工事執行規則第48条第3項及び第57条第1項に基づき、建設工事の部分払及び契約解除に伴う措置のために行う検査

(3) 中間検査及び査察

浜松市建設工事監督実施要綱第7条の規定に基づき監督員から要請があったとき、その他特に重要な工事について必要と認めるときにその工事中に行う検査、又は工事の進捗状況、施工技術等工事の実態を常に把握し、適正な完成検査の執行を期するために必要な検査及び調査

(4) 中間技術検査

中間技術検査技術基準に基づき総括監督員から申請があったとき、建設工事の品質が確保されるよう工事中の施工状況の確認を行う検査

(5) 材料検査

工事執行規則第24条第3項に基づき、工所用材料及び製品の使用を承諾するために現地又は製造所で行う検査

(6) 部分使用検査

工事執行規則第44条第1項に基づき、工事の一部又は既済部分の使用のために監督員が行う確認

(7) 受託検査

委託を受けてこの要綱に準じて行う検査

(検査業務に関する留意事項)

第4条 検査職員は、検査をするときは、あらかじめ対象となるものの内容、契約事項、仕様書等を熟知しておかなければならない。

2 検査職員は、検査を行うに当たっては厳正かつ公平に実施し、合格不合格を決定しなければならない。ただし、合格不合格の判定を下しがたい事項に関しては上司に報告し、その指示を受けなければならない。

3 検査職員は、検査の結果に基づく設計及び施工上の意見を率直に表明するとともに工事関係者に対し施工技術の向上を図るように指導しなければならない。

(検査の方法)

第5条 検査職員は、契約書及び請書並びに設計書、仕様書及び図面(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「契約書等」という。)その他関係書類に基づき工事執行の状況を検査するものとし、必要と認めるときは、工作物の一部を破壊し又は掘削して検査することができる。また、水中、地中等外部に表れない工事でその適否を判定し難いものは、監督員から工事施工の状況を聴き記録写真その他関係資料等に基づいて判定しなければならない。

2 検査職員は、日本工業規格その他の諸規定に定めのある工事については、その定めるところにより検査しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、製造者の試験記録をもってこれに代えることができる。

3 検査職員は、検査の実施に当たり必要があるときは工事材料の品質又は性能について適当なる試験機関の検定に基づき検査することができる。

4 検査職員は、検査に当たって当該工事の担当課長又はその代理者並びに監督員及びその他必要とする関係者の立会いを求めることができる。

5 検査職員は、検査の結果工事の施工が契約書等に適合しないと認めるときは、その原因を究明し、受注者の責めに帰すべきものについては遅滞なく手直し又は改造その他必要な指示をするとともに、必要に応じ工事担当課長及び契約担当課長にその旨を通知しなければならない。

6 検査職員は、前項に定める不適合箇所が少なく工法上支障がないと認めるとき又は材料の寸法、数量に多少の過不足があるものを使用しているも工事施工の実況上やむを得ないもので維持上支障がないと認めるときは、手直しまたは改造を免除することができる。

7 その他この要綱に基づく検査業務を行うに当たって必要な事務処理要領および技術基準は、別に定める。

(検査の中止等)

第6条 検査職員は、検査を行う際次の各号の一に該当したときは、当該検査を中止し、上司に報告するとともにその旨指示を受けなければならない。

(1) 受注者が検査の立会いを拒んだとき。

(2) 受注者等が検査職員の職務の執行を妨げたとき又はその指示に従わないとき。

(検査の記録)

第7条 検査職員は、検査を行った後所定の報告書を速やかに提出するとともに検査結果

等を検査台帳その他に記録し、整備しなければならない。

(設計図書の送付等)

第8条 契約担当課長は、検査職員の検査となる工事契約(変更契約を含む。)を行ったときは、契約完了後速やかに当該工事の設計図書を検査担当課長へ送付するとともに契約金額、受注者及び工期を通知しなければならない。

(検査手続)

第9条 契約担当課長は、完成届又は指定部分完成届け及び出来形確認申請書を受理したときは、その日から起算して5日以内に関係書類を添付して検査担当課長に送付しなければならない。

2 前項の規定は、不合格の場合における手直し再検査の場合について準用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

土木工事検査技術基準

昭和62年 4月1日施行
平成13年 4月1日改訂
平成20年 7月1日改訂
平成24年11月1日改訂
平成25年 4月1日改訂
平成26年 4月1日改訂

第1 目的

浜松市建設工事検査実施要綱第5条第7項の規定に基づき、土木工事における検査に必要な技術的事項を定めて検査の適切な実施を図ることを目的とする。

第2 適用

この基準は、浜松市が発注する土木工事の検査に適用する。ただし、工事内容によりこの基準を適用することが不相当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

第3 検査の内容

検査は、当該工事の出来高を対象として関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、静岡県建設工事検査要領の土木工事検査技術基準別表1．検査の方法に掲げる方法により適否の判定を行うものとする。

第4 工事の実施状況の検査

工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する記録(写真による記録を含む。)と設計図書とを対比し、静岡県建設工事検査要領の土木工事検査技術基準別表2．工事実施状況の検査に掲げる事項について、施工管理状況及び施工内容の適否の判定を行うものとする。

第5 工事の出来形及び品質の検査

工事の出来形及び品質の検査は、実施について行うものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、静岡県建設工事検査要領の土木工事検査技術基準別表3．出来形検査及び別表4．品質検査に基づき設計図書と対比して行うものとする。

第6 材料の検査

検査職員又は監督員が行う材料検査の方法は、設計図書と対比し別表1 材料検査に基づき行うものとする。

第7 中間検査

中間検査は、監督員の要請に基づいて行うものとし、検査基準等は完成検査に準ずるものとする。

第8 中間技術検査

中間技術検査は、総括監督員の要請に基づいて行うものとし、中間技術検査基準に基づき行うものとする。

別表1 材料検査

材料の試験及び検査は次表により行うものとする。

材 料 名		材 料 検 査	検 査 区 分
J I S 規格 品	鉄・鋼製品 鋼製2次製品 コンクリート製品	当該工場の品質規格証明書 (ミルシート)を審査する。	監督員検査
J I S 規格 品	鉄・鋼製品	当該工場の品質規格証明書 (ミルシート)を審査し、 公的試験所で試験を実施し て検査する。	監督員検査 ・工事現場搬入後では、 外観、品質、寸法等の確認 及び補修が
以外	鋼製2次製品 コンクリート製品	当該工場の品質規格証明書 (ミルシート)を審査し、 工場又は現場検査を実施す る。	困難な製品は工場検査 ・材料単品 ⁷⁾ 130万円 以下は監督員の承諾 (資料検査)
汎用材料 ⁴⁾	コンクリート製品 アスファルト合材 盛土材 道路用砕石	当該工場の品質規格証明書 等(ミルシート)を審査し、 工場・現場検査を実施する。	検査監検査
特殊な材料 及び仮組検 査	特殊鋼材 特殊なコンクリ ート製品 ⁵⁾	当該工場の品質規格証明書 (ミルシート)を審査し、 工場検査を実施する。	材料単品 ⁷⁾ の設計額 500万円未満 担当課 検査 500万円以上 検査監 検査
	鋼橋上部工	静岡県建設工事検査要領に記載の「鋼橋上部工の材 料、原寸、仮組立検査の取扱いについて」「低入札価 格調査制度に係る鋼橋上部工工事検査について」に よるものとする。	
	水門門扉	材料、仮組み検査	監督員検査
	その他重要と認め るもの ⁶⁾		検査監検査
そ の 他 の 材 料		当該工場の品質規格証明書 (ミルシート)を審査する。	監督員

- 注1) 現場搬入時の外観検査、数量検査は、浜松市土木工事共通仕様書による。
- 2) 水道工事及び下水道工事に使用する材料で、(社)日本水道協会及び(社)日本下水道協会の認定工場制度における製品検査資器材については、当該制度により同協会が行う製品検査をもって当該検査とする。また、日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を取得した材料については、別表1「その他材料」とすることができる。
 - 3) 海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質検査・証明事業による証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。
 - 4) 汎用材料とは、浜松市建設工事で多く使用する材料で、工場等から承認申請がある材料。
 - 5) 特殊鋼材及び特殊なコンクリート製品とは、PC桁、ボックスカルバート等で工事現場に搬入した後では、外観、品質、寸法等の確認及び補修が、困難なものをいう。
 - 6) その他重要と認めるものとは、上記以外のもので検査監が材料検査の必要があると認めたものをいう。
 - 7) 材料単品とは、形状、寸法、品質に関わりなく、同一品目のものをいう。

建築・設備工事検査技術基準

昭和62年 4月1日施行

平成24年11月1日改訂

浜松市建設工事検査実施要綱第5条第7項の規定に基づき、建築・設備工事の検査に必要な技術基準を下記のように定める。

ただし、工事内容等によりこの技術基準を適用することが不相当と判断される場合は、これによらないことができる。

記

検査は、契約書、仕様書（特記・標準）、設計書、図面（現場説明書及び質疑回答書を含む）及び建築・設備工事監督技術基準により行う。

浜松市工事出来高査定基準

昭和62年4月1日施行

平成13年4月1日改訂

平成25年4月1日改訂

第1 出来高査定の基本

出来高査定（以下査定という。）は、設計金額に基づいて行う。

第2 直接工事費の査定

直接工事費の査定は、工事費内訳明細書の各項目ごとに次式により算定した出来高金額に基づいて行う。ただし、直接仮設費については過大査定とならない場合に限り、第3の規定を準用することができる。

出来高金額 = 施工済部分の数量 × 施工済部分の単価

2 前項の施工済部分には、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 設計圧縮強度が15N/mm²を超えるJIS製品以外のコンクリートで4週圧縮強度が未確認のもの。

(2) 浜松市建設工事請負契約約款第37条第1項に規定されていない工事材料および工場製品。

3 施工途中における部分の単価は標準歩掛りその他適正な方法で定めなければならない。

第3 共通仮設費及び諸経費の算定

共通仮設費及び諸経費の算定は、直接工事費の出来高率に基づいて算定する。ただし、特殊な事項で前記による算定が明らかに不合理と認められる場合は、この事項のみを別に算定する。

第4 設計変更を伴う場合の取扱い

設計変更を伴う工事に変更契約の事務処理がなされていないものの査定は、原則として原契約書の中で行うものとする。

第5 多年度にわたる工事の取扱い

多年度にわたる工事では契約に特別の定めのない場合において、部分払いの申請をすることができる時期及び回数の規定に係る出来高進捗率は、各年度ごとの契約額を対象に算定する。

また、次年度以降の当該年度分出来高進捗率（X）の算定は次式により算定する。

$$X = \frac{\text{全体出来高} - \text{過年度支出額} \div 0.9}{\text{当該年度契約額}}$$

中間技術検査技術基準

平成 24 年 11 月 1 日施行

平成 31 年 4 月 1 日改訂

第 1 目 的

この基準は、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を施工の節目において実施するため、必要な事項を定める。

第 2 適 用

この基準は、浜松市が発注する建設工事に適用する。

第 3 検査の内容

中間技術検査は、完成検査に準じて行うものとし、検査職員は工事種別に応じて、土木工事検査技術基準又は建築・設備工事検査技術基準に基づき検査を実施する。ただし、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定に基づく給付の完了の確認のための検査は対象外とする。

第 4 検査の対象

中間技術検査の対象は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。ただし、別表 1 に定める工事は、対象から除外できるものとする。

- (1) 当初設計金額が 1 億円以上の工事
- (2) 当初設計金額が 5 千万円以上かつ浜松市低入札価格取扱要領に基づく調査の対象者が落札した工事

第 5 検査の実施

実施時期は、対象工事の進捗が概ね 30% から 70% までの範囲内で、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術検査が適切に実施できる施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。なお、出来ばえの技術検査は、現場状況に応じて除外することができる。

- 2 実施回数は、原則 1 回とする。また、工事の重要度や規模に応じて工事担当課長の判断により実施回数を増やすことができる。
- 3 中間技術検査の実施時期、実施回数は、あらかじめ特記仕様書等により受注者へ通知するものとする。
- 4 中間技術検査を実施する場合は、総括監督員が日時を設定し、検査職員に申請するものとする。

- 5 中間技術検査を実施した部分については、完成検査及び指定部分完成検査における技術検査を省略することができる。

第6 検査の結果

中間技術検査において、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項は、工事検査事務処理要領に定める工事手直し等の取扱いに従って書面等により受注者に通知する。

- 2 検査職員は、検査が終了したら浜松市工事評定要領に定める評定の方法により、工事成績評定を行うものとし、完成検査時の工事成績評定に反映させるものとする。

別表1

中間技術検査の対象から除外できる工事
(ア) 浚渫工、河川掘削工、除草工、植樹管理等の単純な工事
(イ) 解体工事
(ウ) 設備機器の更新工事
(エ) 急施行工事
(オ) 工事担当課長の判断により対象外とした工事